

税制特例延長 賢くやりくり

与党は2021年度税制改正大綱をまとめた。教育資金や結婚・子育て資金を一括して非課税で贈与できる期間を2年間延長する。住宅需要喚起のため、住宅ローン控除や、住宅取得資金の贈与の非課税制度を拡充する。一方で富裕層の節税や制度の趣旨にそぐわない利用を封じる対策を導入する。新型コロナウイルスの感染拡大による生活への打撃を緩和するため、固定資産税の据え置きなどの措置も講じる。

生前贈与の税優遇 22年度まで

教育・結婚・子育て資金「節税封じ」で要件厳しく

「非課税贈与の期限は延びたが、父母や祖父母の相続財産に加算される場合が増え、使いにくくなりそうだ」。富裕層相手に相続税対策を助言する税理士は一様に話す。

21年度の税制改正で大きな焦点となったのは、教育資金や結婚・子育て資金を一括して贈与する場合の贈与税の非課税制度の取り扱いだった。非課税贈与の期限が21年3月末に迫っていたからだ。

13年に始まった教育資金の一括贈与の非課税では、父母や祖父母が29歳以下の子や孫（年間合計所得1000万円以下）の学校の入学、授業料などに充てるため1人当たり1500万円まで非課税で贈与できる。

結婚・子育て資金の一括贈与は15年にスタート。父母や祖父母が20歳以上49歳以下の子や孫の挙式費用、新居の費用、出産費用などに使うため1人当たり1000万円まで非課税で贈与できる。いずれも金融機関に専用口座を作る必要があり、金融機関が子や孫から提出された学校や結婚式場などの領収書をもとに非課税で払い出せるか否かをチェックする。

与党はこの2つの制度について、非

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度の概要と改正のポイント

	教育資金	結婚・子育て資金
子や孫などの要件	0～29歳 年間合計所得が1000万円以下	20歳(2022年4月からは18歳)～49歳 年間合計所得が1000万円以下
1人当たりの非課税枠	1500万円	1000万円
非課税贈与の期限	2023年3月末(現行2021年3月末)まで2年間延長	
相続財産への加算	23歳以上や学校に在学していないなどの子や孫が対象 贈与者の生前贈与の残額(現行は死亡前3年以内の贈与の残額)	贈与者の生前贈与の残額
孫への遺贈分	孫の相続税を2割加算(現行は加算なし)	

課税で贈与できる期限を23年3月末まで2年間の延長することに踏み切った。ただ同時に富裕層が相続税を節税するため非課税制度を使うのをけん制する措置も盛り込んだ。

非課税制度を使うと、教育資金の場合、子や孫に贈与した財産は、父母や祖父母の死亡前3年以内の贈与の残額を除き、父母らの相続税の課税対象から外すことができる。このため富裕層が相続節税のため「制度開始直後から大勢の子や孫を使って財産を一気に減らす動きが目立ち、問題になってい

た」と阿保秋声税理士は振り返る。そこで与党は、期間こそ2年間延長することにしたが、同時に富裕層の節税対策に使いにくい仕組みも導入せざるを得なかった。

教育資金では父母や祖父母の生前贈与の残額分を相続財産に加算する。23歳以上や学校などへ通っていない子、孫への贈与が対象だが、現在は3年以内の贈与の残額を加算することにどまるので「その分富裕層は財産減らしをやりやすくなる」と藤曲武美税理士は見る。

「最後の延長」の見方多く

関連信託の契約減、富裕層の利用一巡か

教育資金、結婚・子育て資金の非課税贈与制度は、もともと高齢者層に偏る財産を若年層に移転させる狙いから創設された。このため教育資金では当初、富裕層の節税を封じる規制は設けていなかった。利用の自由度はかなり高かった。

しかし現実には富裕層が「1億円以上を10人以上の子や孫に贈与する」といったケースや「亡くなる直前に多額の資金を贈与する」例が後を絶たなかった。

このため既に19年度の税制改正で節税封じ策が打たれていた。19年4月以降、贈与を受ける子や孫は所得が1000万円を超えると非課税の扱いを受けられなくなっていた。

教育資金では19年4月以降、23歳以上や学校に通っていない子や孫に贈与

をする場合に、死亡する前の3年間に贈与した財産のうち、教育費に使わずに残っている分があると、相続財産に加算し、課税するようにした。また教育資金の用途についても条件を絞っていた。23～29歳の子や孫が、学校以外で受ける趣味の習い事は19年7月以降対象から外していた。

それでも富裕層の節税は続いた。財務省主税局の調べでは教育資金の場合、1人の子または孫に贈与した金額は平均で806万円なのに対して、7人以上の子、孫に贈与した場合の贈与額の平均は6179万円にもなった。

富裕層が財産減らしのために多くの子や孫を使って財産減らしをしたのは明らかだった。首相の諮問機関の政府税制調査会(会長・中里実東大名誉教授)では「格差固定・助長につながる

教育資金贈与信託の利用は減っている



ので廃止すべきだ」と主張する委員が多かった。

与党は延長を要望する金融界などに配慮して、延長を決めたものの、「この先、さらに延長するかどうか疑問」(藤曲税理士)との見方が多い。

実際、非課税制度を利用した贈与は年々減少している。教育資金では非課税贈与信託の新規契約件数が19年度は9413件とスタート時の13年度(6万7581件)に比べ80%以上も減少。新規

また孫への遺贈とされた場合は孫の相続税を2割加算する。現在は孫への遺贈とされた場合でも、孫の税額を加算しないので、孫を使った財産減らしにも一定の抑制効果が見込めそうだ。来年4月から制度を使い始める場合から適用する。

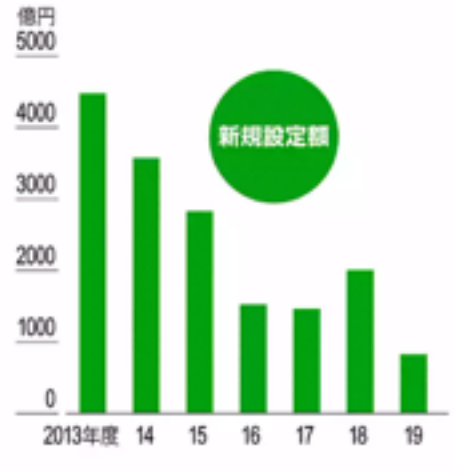
結婚・子育て資金は、制度開始時から、父母や祖父母の生前贈与の残額分を相続財産に加算する仕組みだった。このため教育資金の非課税贈与と比べ、人気はあまりなかった。

ただ、孫への遺贈とされた場合に孫の税額を加算しない点は教育資金の場合と同じだった。このため孫を使った「世代飛ばし」で節税をする向きもあったことから、孫への遺贈とされた場合は孫の相続税を2割加算する。こちらも来年4月から適用する。

教育資金と結婚・子育て資金の非課税贈与制度は贈与対象の子や孫の年齢や非課税となる使途は異なるものの、来年から節税封じの仕組みは同じようになる。

なお結婚・子育て資金の非課税贈与の対象となる子や孫は、2022年4月からの成人年齢引き下げに伴い、18歳から利用できるようになる。

教育資金贈与信託の利用は減っている



設定額も19年度は828億円と13年度(4478億円)に比べ大幅に減少している。結婚・子育て資金に至っては新規契約数が前年度はわずか212件と15年度(4712件)の5%弱にすぎない。

「富裕層の利用は一巡した」(藤曲氏)と見られ、延長の2年間も減少傾向が続くそう。教育資金の非課税贈与は制度開始から10年後の23年3月をもって非課税贈与はできなくなる可能性が大きくなっている。

住宅ローン特例、面積要件緩和

控除率「1%」に逆風、22年度に見直しへ

21年度税制改正では住宅関係税制の改正も目を引く。政府は住宅ローン控除、住宅取得資金の贈与の非課税制度の両方を拡充する。住宅需要を喚起し、景気を下支えするため。ただ格差是正や制度の趣旨にそぐわない利用を防ぐため富裕層対策も盛り込まれた。

まず住宅ローン控除。ローンで住宅を取得したり、改築したりした場合に年末ローン残高の1%を所得税額から差し引く仕組みで、原則10年間控除を受けられるが、今年末までに入居する場合は特例として13年間控除できる。11～13年目は「ローン残高の1%分」と「建物価格×2%÷3」のいずれか低い金額を控除する。この特例期間を22年末まで2年間延長する。

特例の適用住宅の面積要件も現行の「50平方メートル以上」「40平方メートル以上」に緩和される(藤曲税理士)ためだ。子の世帯の入居を想定するが、面積要件を緩和して夫婦のみの世帯の入居も促進する。ただ、40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅は、所得要件を1000万円以下と50平方メートル以上の3000万円以下より厳しくする。40平方メートル以上の物件ま

住宅ローン控除の特例(控除期間13年)延長



で対象を広げると「富裕層が住宅ローン控除を利用して居住用物件を購入後、投資用に転用する不適切な利用が考えられる」(藤曲税理士)ためだ。次に住宅取得資金の贈与の非課税制度。年間所得が2000万円以下の20歳以上の子や孫に、耐震や省エネの性能に優れた住宅の資金を贈与する場合は1人当たり1500万円の非課税枠がある。この枠が21年4月以降は1200万円に下

がる予定だったが、21年は1500万円を維持する。住宅の床面積の下限も50平方メートル以上から40平方メートル以上に緩和される。ただ、緩和措置は所得1000万円以下の子や孫への贈与に限定する。住宅関連税制では、22年度改正で見直す方針とされたものもある。住宅ローン控除の控除率、控除額だ。超低金利が続く中、控除率を下回る金利で借り入れる場合が多く、控除額がローン

支払い利息額を上回り「控除のし過ぎではないか」とかねて会計検査院などが問題視していた。これを受けて大綱では「1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率のあり方を令和4年度(22年度)税制改正において見直すものとする」と明記。「検討する」のではなく「見直す」と言い切っており、22年度改正の大きな焦点となる」と中央大学の酒井彦彦教授(租税法)はみる。今から注意しておくのがいいだろう。

住宅取得資金の贈与の非課税制度はどうなるか。期限は「21年12月まで」だが、今回の大綱で「延長」は決めなかった。それでは21年で廃止かというところではないとみられる。住宅需要の喚起には父母、祖父母からの資金援助を続けることも必要だからだ。非課税枠は来年4月からは耐震、省エネなどの性能に優れた住宅は1200万円、それ以外の一般住宅は700万円となっていた。それを今回の改正でそれぞれ1500万円、1000万円にした。22年以降も金額はともかく非課税制度自体は存続する可能性が大きい。

識者に聞く税制改正の影響

高所得者は受難の時代に

ランドマーク税理士法人代表税理士 清田幸弘氏



2021年からの税制改正では、海外の中古不動産を活用する節税策が封じられることも注意しておきたい。既に20年度税制改正で決定され、21年から導入されることになっている措置だ。

その節税策とは、主に米国で高額な中古不動産を購入して家賃収入を上回る減価償却費を発生させて、不動産所得を赤字にし、給与所得などと損益通算することで所得を圧縮、節税するというものだ。

海外の中古不動産は、価格に占める建物比率が日本よりも高く、しかも短期で償却できるため、減価償却費を多めに計上し、赤字を作りやすい。オーナー企業の経営者や外資系金融機関の役員、開業医といった所得の高い富裕層の人気を集めていたが、不動産会社の売り込みが過熱化し、封じられることになった。

改正により、こうした海外の不動産所得の赤字の損益通算は21年から

できなくなる。これ以外にも今回の税制改正では富裕層への課税強化策が数多く盛り込まれた。資産家や高所得者にとっては本格的な受難の時期を迎えたと見える。

今後も富裕層の節税封じ策は打たれ続けるだろう。最も注意したいのは相続税の節税対策でよく使われる「暦年贈与」に封じられる可能性があることだ。

贈与税には年110万円の非課税枠がある。10人の子や孫にそれぞれ100万円を10年間にわたり贈与し続けられれば1億円を無税で贈与できる。

富裕層がよく使うやり方だ。ただ贈与してから3年以内に被相続人が亡くなった場合は相続または遺贈で財産を取得した配偶者や子と言った相続人などへの贈与財産は被相続人の相続財産に加算され、相続税が計算されてしまう。この「死亡前3年以内」という規定が「5年以内」「10年以内」といった具合に強化される可能性がある。今後の改正に注目したい。

後藤直久が担当した。

市販薬税優遇 26年まで 自動車減税も延長

景気の下支えや、新型コロナの影響を緩和するための対策も目立つ。景気対策では自動車関連の税金の軽減措置を延長する。コロナ対応では固定資産税は税額が上がる予定の土地の税額を20年度と同額に据え置く。固定資産税の評価額は3年ごとに見直しされ、21年度が評価替えの年。20年までの地価の上昇傾向が評価替えに反映される見込みだったが、生活難などに配慮した。

コロナの影響で病院への通院を控え、市販薬の購入で済ませる人も多い中、セルフメディケーション税制の適用期限は26年12月まで5年間延長する。年間10万円を超える医療費を課税

所得から差し引ける医療費控除の特例で、10万円以下でも市販薬のうちスイッチOTC医薬品の購入代が1万2000円を超えれば、8万8000円を上限に所得から控除できる。また、休校などでベビーシッターなどを使う共働き世帯が増える中、国や自治体のベビーシッター代の補助などは非課税にする。雑所得として思わぬ税負担が発生する仕組みを改める。

一方、年金や退職金に関する税金の抜本的な見直しは負担増につながりかねず、景気対策を優先する中で先送りとなった。年金は確定拠出年金の掛け金上限の見直しにとどまる。

他の2021年からの主な税制改正のポイント

項目	改正のポイント
1 自動車の税金	購入時に燃費に応じて課税する「環境性能割」の軽減措置を2021年12月末(現行2021年3月末)まで9カ月間延長 車検時に燃費に応じて自動車重量税を減免する「エコカー減税」措置を2023年4月末(現行2021年4月末)まで2年間延長
2 固定資産税	税額が上がる予定の全土地の税額を2020年度と同額に据え置く
3 セルフメディケーション(自主産業)税制	適用期限を2026年12月(現行2021年12月)まで5年間延長
4 子育て関連	国や自治体のベビーシッター代の補助などを非課税(現行は雑所得)にする
5 確定拠出年金	確定給付年金と併用する場合の掛け金の上限を確定給付との合算で月5万5000円(現行は確定拠出で月2万7500円)に
6 退職金課税	勤続5年以内の社員の退職金が、退職所得控除額を大幅に上回る場合は税負担の軽減措置を縮小